第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)の実施案

第20回医療経済実態調査(医療機関等調査)については、前回調査をベースとしつつ、次の基本的な考え方に沿って実施する。

- 1 調査日程及び調査対象時期
- (1)調査日程
 - ① 調査票の配布 平成27年5月末
 - ② 調査の回答期限 平成27年6月末とし照会等を早期に開始することとするが、柔軟に対応する。
 - ③ 報告時期調査結果の報告時期については、前回同様を目標とする。(参考)第19回調査 平成25年11月6日(中医協総会)

(2)調査対象時期

平成27年3月末までに終了する直近2事業年(度)とする。

- 2 調査対象及び抽出率
- (1)調査対象

前回と同様とする。

(参考) 第19回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関(特定機能病院及び歯科大学病院は除く)であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療 所及び1月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は除外 する。

(2)抽出率

前回と同様とする。

(参考) 第 19 回調査

病 院 1/3

(※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1/1)

一般診療所 1/20 歯科診療所 1/50 保険薬局 1/25

3 調査内容等の変更等

- (1)公立病院における調査及び集計
 - ①調査票

新会計基準による提出の他に、旧会計基準による提出が可能な病院については、併せて旧会計基準による提出を依頼する。

②集計

〇全体集計

- 全体集計(公立病院は新基準)
- 全体集計(公立病院は旧基準提出病院のみ)
- 公立病院を除いた全体集計

〇公立病院のみ集計

- ・公立病院のみ(H25 旧基準、H26 新基準)
- ・公立病院(旧基準提出病院)のみ(H25 旧基準、H26 新基準)
- ・H26 の新旧比較 (H26 の新基準、旧基準を両方提出した病院のみ)

について参考集計する。

(2) 加重平均による損益状況

集計1について、全国施設数に基づく加重平均による損益状況を参考集計する。

(3)地域別集計

入院基本料の地域加算区分での集計を実施し、生活保護制度の級地区分及び介護保険制度の地域区分については廃止する。

(4) 最頻値集計

データの分布状況等を把握した上で、参考集計するかどうか検討する。

(5) その他

医療機器賃借料及び賞与引当金繰入額の項目を設定する。

4 集計区分

報告する項目は、次のとおりとする。

(1) 基本集計

1 病院

前回と同様、「集計1」の対象施設は「医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設」とし、「集計2」の対象施設は調査に回答した全ての施設とする。

また、公立病院の対応として、下記の集計をする。

- ・「全体集計(公立病院は新基準)」
- 「全体集計(公立病院は旧基準提出病院のみ)」
- ・「公立病院を除いた全体集計」
- ・「公立病院のみ (H25 旧基準、H26 新基準)」
- ・「公立病院(旧会計基準提出病院)のみ(H25 旧基準、H26 新基準)」

- ・「旧基準、新基準による比較集計(H26の新旧を両方提出した病院のみ」
- ② 一般診療所・歯科診療所・保険薬局 前回と同様、「集計2」として調査に回答した全ての施設とする。

(2)機能別集計等

- 病院機能別の損益状況
- 入院基本料別の損益状況
- 一般病院 病床規模別の損益状況
- 一般病院 100 床当たりの損益状況
- 〇 一般病院 加重平均による損益状況(追加)
- 一般診療所 主たる診療科別の損益状況
- 院外処方率別の損益状況
- 保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況
- 保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況
- 保険薬局 店舗数別の損益状況
- 職種別常勤職員1人平均給料年(度)額等
- ・ 療養病床 60%以上の一般病院の損益状況
- 療養病床を有しない病院の損益状況
- 地域別の損益状況(入院基本料の地域加算区分)(変更)
- 一般診療所、歯科診療所、保険薬局の最頻値(追加)
- 設備投資額の状況
- 資産・負債の状況
- 税金の状況
- 損益差額の構成比率並びに損益率の平均値と中央値
- 損益率の分布
- 収益と費用の45度分析
- ・ 事業年(度)の分布

(3) 記述統計量

損益率及び損益差額について、平均値、中央値、標準偏差等を集計し、ヒストグラム分析を実施する。

(4) 青色申告者(省略方式)の調査

前回調査と同様、調査票記入上の負担への配慮が必要と考えられる一般診療所及び歯科診療所(ただし、個人立であって青色申告を行っているものに限る。)に対し、青色申告書決算書、付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略できる(回答者において選択する)こととし、別途参考として集計する。

5 その他

有効回答率の向上方策として、次について実施する。

- (1)ホームページを利用した電子調査票の活用を進める。
- (2) 診療側関係団体の地方支部 IP、広報誌等に医療経済実態調査の周知、回答喚起

などの掲載の協力を要請する。

- (3)診療側関係団体から団体所属施設に対して、調査の周知や回答喚起などの協力を得ながら進める。
- (4) この外、公立病院の運営、管理等の支援を実施している公益社団法人全国自治体病院協議会などの団体にも協力を要請する。
- (5)無記入や判別不能な記載があったものなどの不備内容について、照会時期を早めた対応をする。